

	期 日	実 施 場 所	審 査 範 囲	申 込 先
1	4月17日(土)	鹿児島アリーナ	一般・学生・四段以下 生徒参段	〒892-0816 鹿児島市山下町12-10 徳田弓具店気付 福島俊彦 鹿児島支部長 宛 TEL 099-222-4330
2	6月 6日(日)	カンアリーナせんだい	一般・学生四段以下 生徒参段	〒895-0061 薩摩川内市市海町11-67 今村みどり方 末永俊一 川内支部長 宛 TEL 0996-30-2364
3	6月 6日(日)	鹿屋弓道場	一般・学生四段以下 生徒参段	〒893-0016 鹿屋市白崎町5-14-306 野澤貴子方 宮原 亮二 肝属支部長 宛 TEL 090-8354-5806
4	8月 1日(日)	徳之島弓道場	一般・学生四段以下 生徒参段	〒891-7114 大島郡徳之島町井之川425-2 中野利美方 佐藤輝文 支部長 宛 TEL 0997-82-0671
5	7月31日(日)	奄美	一般・学生四段以下 生徒参段	〒894-0017 奄美市名瀬石橋町11-15-3B 山下いづみ方 森田京子 支部長 宛 TEL 090-4995-8117
6	8月 1日(日)	指宿弓道場	一般・学生四段以下 生徒参段	〒891-0516 指宿市山川町成川2401-3 中島裕一方 右田伸也 指宿支部長 宛 TEL 090-2515-8320
7	8月 4日(水)	鹿児島アリーナ	教職員対象 四段以下	〒891-0141 鹿児島市谷山中央8丁目4-1 鹿児島南高等学校 八尋 毅 宛 TEL 099-268-2255
8	延期(日程未定)	栖林弓道場(西之表)	一般・学生四段以下 生徒参段	〒891-3117 西之表市桜ヶ丘7779-65 迫田昭文 熊毛支部長 宛 TEL 0997-22-0487
9	中止	与論弓道場	一般・学生四段以下 生徒参段	〒891-9113 大島郡和泊町和369-2 中島義静 支部長 宛 TEL 0997-92-2902
10	延期(日程未定)	喜界弓道場(一般を含め式段 までのビデオ審査とする)	一般・学生四段以下 生徒参段	〒891-9113 大島郡喜界町小野津1039-9 増田早矢加方 小林 学 支部長 宛 TEL 080-8566-2456
11	9月12日(日)	県武道館	一般・学生四段以下 生徒参段、五段(午後)	〒892-0816 鹿児島市山下町12-10 徳田弓具店気付 福島俊彦 鹿児島支部長 宛 TEL 099-222-4330
12	10月24日(日)	国分弓道場	一般・学生四段以下 生徒参段	〒899-4345 霧島市国分府中 37-3 二宮 義一方 西田ヨシエ 霧島支部長 宛 TEL 0995-47-1291
13	11月 7日(日)	出水弓道場	一般・学生四段以下 生徒参段	〒899-0203 出水市上鱒淵1945-1 谷川 万由美 方 矢野浩一郎 出水支部長 宛 TEL 090-3660-5210
14	11月 7日(日)	志布志弓道場	一般・学生四段以下 生徒参段	〒899-4101 曾於市財部町南俣 1714 正ヶ峯住宅5-104 木ノ下直人 曾於支部長 宛 TEL 0986-72-0928
15	12月 5日(日)	市来弓道場	一般・学生四段以下 生徒参段	〒899-2101 いちき串木野市湊町4丁目39 橋口聡子方 濱田藏人 日置支部長 宛 TEL 0996-36-4614
16	1月16日(祝)	県武道館	一般・学生四段以下 生徒参段、五段(午後)	〒892-0816 鹿児島市山下町12-10 徳田弓具店気付 福島俊彦 鹿児島支部長 宛 TEL 099-222-4330
17	7月25日(日)	第1回鹿児島ビデオ審査	生徒式段以下	受審者が所属する支部(申込期間:4月1日から6月5日) 提出書類:審査申込書、審査名簿、行射ビデオ、学科レポート(段)
18	12月26日(日)	第2回鹿児島ビデオ審査	生徒式段以下	受審者が所属する支部(申込期間:11月1日~11月15日) 提出書類:審査申込書、審査名簿、行射ビデオ、学科レポート(段)
備 考	1 開会:午前9時(新型コロナ対策のため開会式をしないことがあります)			
	2 四段受審者は和服を着用しての「審査要領」による審査を行う。			
	3 審査料(含手数料) 級位 1,500円、初段2,550円、式段3,600円、参段4,600円、四段5,600円、五段6,700円 ※県連主催の審査会は、主催者が中止する場合以外、審査料は返却しない。			
	4 申込期限:審査申込書は各実施期日 2週間前までに(ただし1月の鹿児島審査は12月16日(木)までに)必着 するよう、所属支部長の認証を受け審査料を添えて、各審査主管支部長宛に書留便等にて送付すること。			
	5 支部長は認証に当ってその様式及び記入内容を検討し、県連会費の納入及び会員IDを確認する。			
	6 審査申込書に虚偽の記載がある場合、無効とすることがある。 申込用紙は「審査申込書(級位・五段以下用)」のみ使用する。			
	7 受審資格			
	(1) 県弓連会費を完納し、会員登録していること。(2) 級位及び初段受審は現級位が認許されてから満3ヶ月以上 経過していること。ただし、中学・高校3年生に限り、満2ヶ月でも可			
	(3) 式段受審からは、現級位が認許されてから満5ヶ月以上経過していること。			
	8 受審者は、スポーツ安全協会障害保険等に加入していること。			
9 立射等の場合は審査申込書に「立射」と朱書する。医師診断書等は1回目に所属支部長に提出し、支部長で 保管する。なお、中学生・高校生については、弓道部顧問の証明書でもよい。				
10 登録料納入をもって合格者とする。				